

土壤汚染対策法

一定の規模以上の土地の形質の 変更に係る届出の手引き 【改正土対法対応版】

平成 31 年 4 月改訂

那覇市環境部環境保全課

[http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/kakyouhozen /](http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/kakyouhozen/)

土壤汚染対策法の規定により、次の行為を行う者は、届出が必要となります。

- ① 3,000 m²以上の土地の形質の変更をしようとする者
- ② 現に有害物質使用特定施設が設置されている操業中の工場又は事業場の敷地において、900 m²以上の土地の形質の変更をしようとする者
- ③ 土壤汚染状況調査の一時免除中の土地（法第3条第1項のただし書きの確認を受けた土地）において、900 m²以上の土地の形質の変更をしようとする者

この手引きでは、主に①、②について解説していますので、届出書の作成にお役立てください。

1. 概要

(1) 届出の概要

土地の形質の変更は、施工時の基準不適合土壌の飛散、基準不適合土壌が帯水層に接することによる地下水汚染の発生、掘削された基準不適合土壌の運搬等による汚染の拡散のリスクを伴うものです。

そのため、一定の規模以上の土地の形質を変更しようとする者は、事前に届出を行い、当該土地において土壌汚染のおそれがある場合には、市は土地所有者等に対し、土壌汚染状況調査の実施及び結果の報告を命ずる仕組みとなっています。

(2) 届出の対象

- ① 3,000 m²以上の土地の形質の変更
- ② 現に有害物質使用特定施設が設置されている操業中の工場又は事業場の敷地で、900 m²以上の土地の形質の変更
- ③ 土壌汚染状況調査の一時免除中の土地で、900 m²以上の土地の形質の変更

「土地の形質の変更」とは、土地の形状を変更する行為（掘削／盛土）全般をい、土木工事の他、整地や砂利敷き、土壌の仮置きなどを含みます。ただし、土地の形質の変更の内容が「盛土のみ」である場合には、汚染の拡散には繋がらないことから、届出不要としています。

土地の形質の変更が行われる土地は、必ずしも一連の土地である必要はなく、同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か等を総合的に判断し、個別の土地の形質の変更部分の面積を合計して3,000 m²（または900 m²）以上となる場合には、まとめて届出の対象となります。

なお、過去に届出を済ませた土地であっても、別の事業計画等で土地の形質の変更を行おうとする場合には、改めて届出を行ってください。

(3) 届出の対象外となる土地の形質の変更

土地の形質の変更の面積が3,000 m²（または900 m²）以上であれば、原則として届出を要します。

ただし、土地の形質の変更の内容が、次の①～④の行為にあたるものは、汚染の拡散には繋がらないことから、届出不要となっています。

① 次のi～iiiのすべてに該当する行為

- i 土壌を当該地から搬出することがない
- ii 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更ではない
- iii 50cm以上の掘削を行う地点が一切ない（現地表面が基準になります）

- ② 農業を営むために通常行われる行為であって、土壌の搬出がないもの
(土地改良事業等は土木工事と同視することができ、届出の対象です。)
- ③ 林業の用に供する作業路網の整備であって、土壌の搬出がないもの
- ④ 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

※ 届出の要否については、環境保全課にて事前協議を行い、確認してください。

(4) 届出義務者

届出を行うのは「土地の形質の変更をしようとする者」であり、具体的には、計画内容を決定する者です。土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当します。工事の請負の発注者と受注者の関係では、計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかで異なりますが、一般的には発注者が該当します。

(5) 届出の期限

届出は、土地の形質の変更に着手する日の30日前までに行わなければなりません。

「着手する日」とは、土地の形質の変更そのものに着手する日をいい、契約事務や設計等は含みません。審査期間中は、土地の形質の変更に着手してはいけませんので、ご注意ください。

(6) 土壌汚染状況調査結果の添付について

『一定の規模以上の土地の形質の変更届出書』に、予め実施した土壌汚染状況調査の結果（地歴調査により汚染のおそれがないことが判明した場合は、試料採取等は不要。）を添付することができます。これにより、調査命令を受けることなく区域指定することや、届出から工事着手までの時間を短縮することが見込まれています。なお、当該調査は法で定める調査手法である必要があるため、その内容に不備がある場合など、再調査の実施となることも予想されますので、予め環境保全課と事前協議を行ってください。

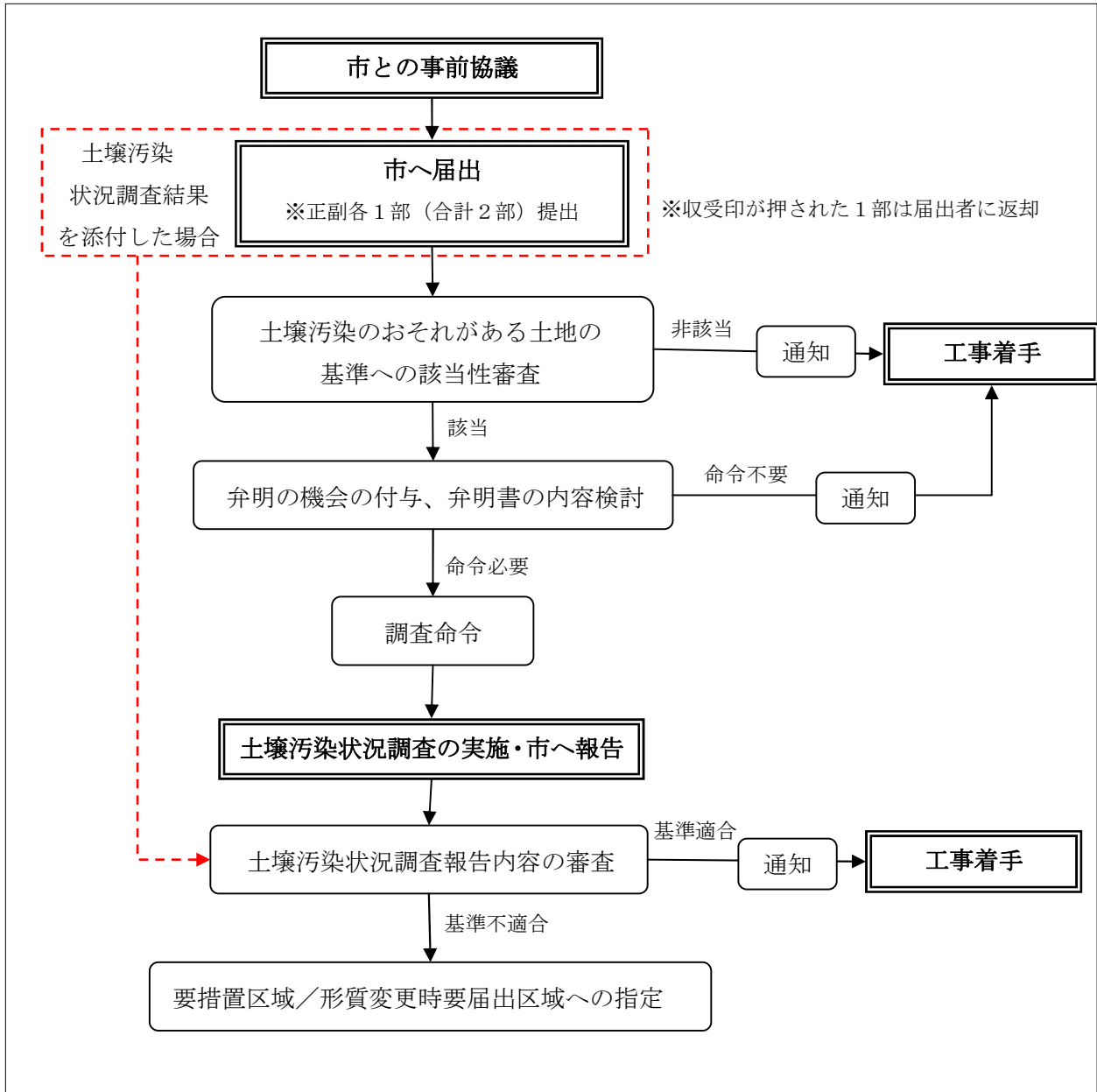
調査結果の添付は、必須ではありません。また、調査結果を添付する際は、調査した土地の所有者等の全員の同意書（結果を添付することへの同意）が必要です。この同意書は、届出に係る土地の形質の変更の場所を記載した書面により行われる必要があります。「施工者が土地の所有者等ではない場合」に添付が必要な同意書（7ページを参照）とは同意の趣旨が異なりますので、ご注意ください。

※ 届出様式（様式第六「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」）は、那覇市環境保全課のホームページで入手出来ます。

2. 届出のフロー

審査期間中は、工事への着手（土地の形質の変更）が出来ませんので、工事計画が固まり次第、早めの事前協議を推奨します。

なお、調査結果報告書の添付は必須ではありません。



3. 届出書類の作成要領

(1) 届出書（様式第六）

① 届出者

個人の場合、個人の住所・氏名を、法人の場合には、住所・法人名称・代表者氏名を、それぞれ記名押印します。公共事業の場合、県知事や市町村長等が考えられますが、その計画の決定者をもって届出を行います。

② 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地

住所表記と地番を併記してください。地番が多いときには、「別紙のとおり」とし、別紙にて一覧表を添付します。

③ 土地の形質の変更の場所

「別紙のとおり」と記入し、全体範囲が分かる図面を添付します。

※ 記載した内容に係る変更届出の制度はありません ※

掘削範囲が変更になった場合、再度届出が必要となる場合があります。

計画や設計に変更が生じても届出範囲内に収まるよう、土地の形質の変更の場所は、なるべく広めに届け出てください。

④ 土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ

ア 面積

掘削、盛土それぞれの面積と合計面積を記入します。掘削範囲と盛土範囲が一部重なる場合には、掘削、盛土の合計面積ではなく、事業範囲全体面積を記載します。

イ 深さ

掘削する計画の土地のうち、最も深い掘削となる土地の深さを記載します。

⑤ 土地の形質の変更の着手予定日

土地の形質の変更そのものに着手する日として、届出日より30日以上経過した日を記入してください。

記入例：①3,000 m²以上の土地の形質の変更の場合

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

土地の形質の変更の着手予定日から30日以上あけて届け出て下さい。

〇〇年〇月〇日

那覇市長 殿

届出者 株式会社 □□□□
代表取締役 ○○○○



~~第3条第7項~~
土壤汚染対策法第4条第1項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

住所表記と地番を併記、全ての地番を記入して下さい。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	(住所表記) 那覇市××1丁目2番、3番 (地番) 那覇市××△△405番6、7
土地の形質の変更の場所	別紙のとおり
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	3,000m ² (うち、掘削範囲〇m ² 、盛土範囲〇m ²) 掘削の深さ 5.0m
土地の形質の変更の着手予定日	〇〇年〇月〇日

届出日より30日以上経過した日を記入して下さい。

法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称	非該当
	工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	

現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称	非該当
	有害物質使用特定施設の種類	
	有害物質使用特定施設の設置場所	
	特定有害物質の種類	

記入例：②現に有害物質使用特定施設等が設置されている操業中の工場等の敷地の場合

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

土地の形質の変更の着手予定日から 30 日以上あ
けて届け出て下さい。

〇〇年〇月〇日

那覇市長 殿

届出者 株式会社 □□□□
代表取締役 ○○○○

印

~~第 3 条第 7 項~~
土壤汚染対策法 第 4 条第 1 項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次

のとおり届け出ます。

住所表記と地番を併記、全ての地番を記入して下さい。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	(住所表記) 那覇市××1丁目2番、3番 (地番) 那覇市××△△405番6、7
土地の形質の変更の場所	別紙のとおり
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	3,000㎡(うち、掘削範囲〇㎡、盛土範囲〇㎡) 掘削の深さ 5.0m
土地の形質の変更の着手予定日	〇〇年〇月〇日 届出日より 30 日以上経過した日を記入して下さい。

法第 3 条第 1 項の ただし書の確認を 受けた土地におい て法第 3 条第 7 項 の規定による土地 の形質の変更をす る場合	工場又は事業場の 名称	株式会社 □△○ ABC工場
	工場又は事業場の 敷地であった土地 の所在地	(住所表記) 那覇市××1丁目2番、3番 (地番) 那覇市××△△405番6、7

現に有害物質使用 特定施設等が設置 されている工場又 は事業場の敷地に おいて法第 4 条第 1 項の規定による 土地の形質の変更 をする場合	有害物質使用特定 施設が設置されて いる工場又は事業 場の名称	非該当 住所表記と地番を併記、全ての地番を記入して下さい。
	有害物質使用特定 施設の種類	
	有害物質使用特定 施設の設置場所	
	特定有害物質の種 類	

(2) 添付書類

① 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地

届出者の事業計画の範囲で届出を行うこととなります。主となる土地の形質の変更の所在地のほか、一時仮置き場を伴う場合には、あわせて地図を添付してください（記載例1）。

② 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面

掘削部分と盛土部分を区別して明記してください。掘削部分と盛土部分が重なる場合には、重複箇所が分かるように図面を作成してください（記載例2）。

一時仮置き場を伴う場合には、その図面もあわせて添付してください。

また、形質の変更の対象となる土地の所在地と範囲を確認するため、図面には地番を明記してください。

平面図のみならず、立面図や断面図も作成して下さい。

③ 土地の所有者等の当該土地の形質の変更の実施についての同意書

（届出者と土地の所有者等が異なる場合のみ添付）

土地所有者等でない者が届出を行う場合、届出者に掘削権限があるかどうかを確認できる書類が必要になります。

（同意書の例）

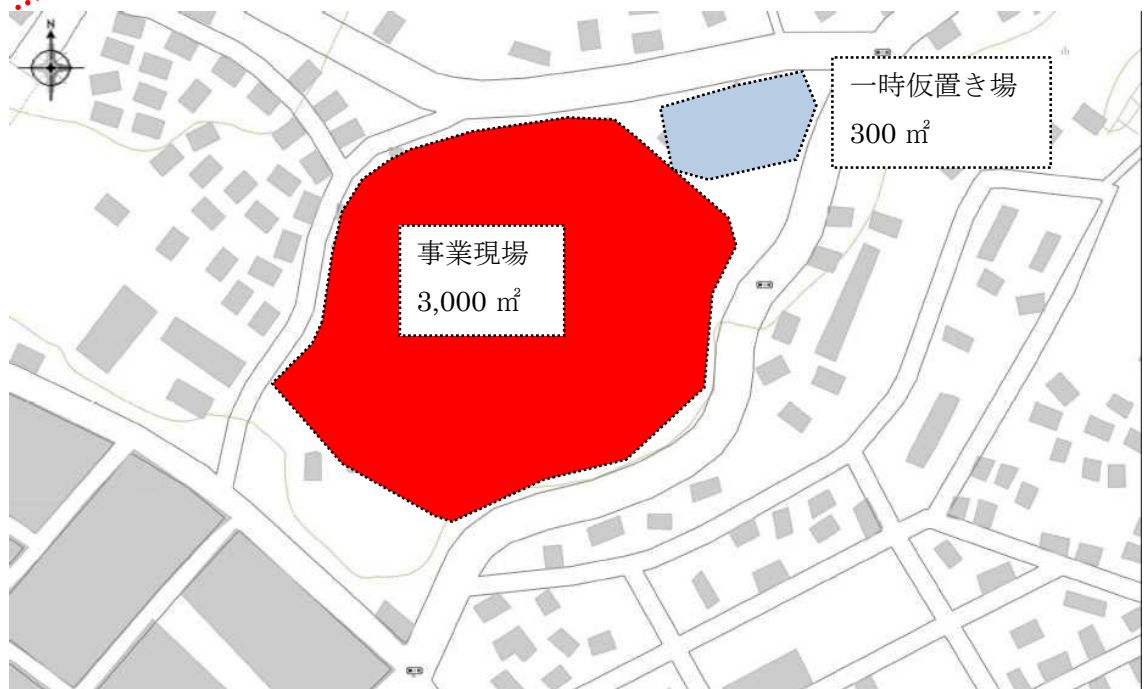
- ・ 請負契約書
- ・ 開発行為同意書
- ・ 土地区画整理事業の場合、仮換地指定通知書及び土地所有者等の一覧書
- ・ 不発弾処理事業の場合、磁気探査同意書

(4) 届出部数

環境保全課に2部（正副各1部）提出してください。

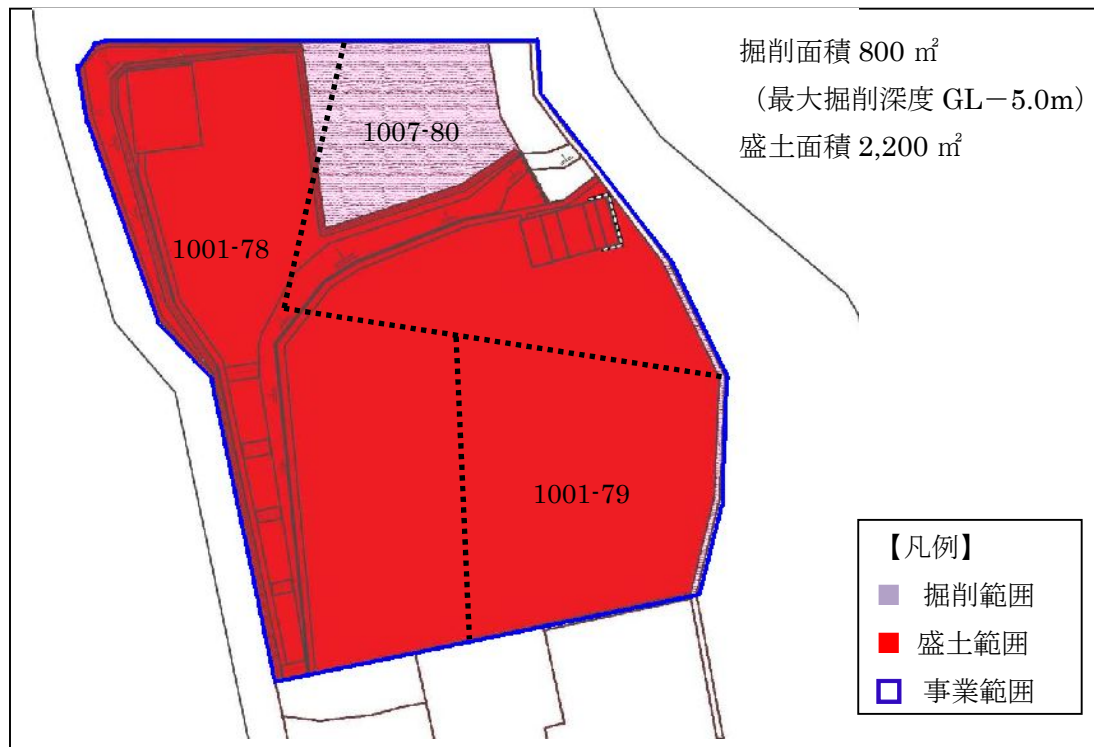
副本は届出内容と収受日を双方で確認できるよう収受印を押して返却します。副本については、届出書（様式第六）のみの提出でも構いません。

記載例 1 : 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地



- 事業現場 : 那覇市××1丁目2番、3番
 一時仮置き場 : 那覇市××△△405番6、7

記載例 2 : 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面



作図に係る留意点

- ・掘削範囲、盛土範囲、事業の範囲がわかる図面として、計画平面図等を添付します。
- ・地番、面積、掘削する土地についての最大掘削深度を示します。
- ・一時仮置き場に搬出する場合、搬出先の平面図も作図します。
- ・掘削範囲と盛土範囲が一部重なる場合には、重複箇所が分かるよう作図します。
- ・平面図のみならず、立面図や断面図も作図します。
- ・A 3 又は A 4 用紙により提出をお願いします。

4. 届出先

那覇市内での事業等については、**那覇市環境保全課（098-951-3229、那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所本庁舎7階）**まで、届出・相談等をお願いします。

なお、環境保全課へお越しの際は、担当の不在を避けるため、予め電話連絡をお願いします。

※ 土地の形質の変更範囲の一部に那覇市域外を含む場合には、環境保全課と下記の県保健所の両方へ、同一内容の届出を行ってください。

那覇市外での事業等については、**下記の県保健所**まで、届出・相談等をお願いします。

保健所名	連絡先・住所	管轄区域
北部保健所 生活環境班	0980-52-2636 名護市大中2-13-1	名護市、本部町、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、伊江村、伊平屋村、伊是名村
中部保健所 環境保全班	098-938-9787 沖縄市美原1-6-28	沖縄市、うるま市、宜野湾市、金武町、嘉手納町、北谷町、恩納村、宜野座村、読谷村、北中城村、中城村
南部保健所 環境保全班	098-889-6846 南風原町字宮平212	浦添市、豊見城市、糸満市、南城市、南風原町、八重瀬町、与那原町、西原町、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村
宮古保健所 生活環境班	0980-72-3501 宮古島市平良字東仲宗根476	宮古島市、多良間村
八重山保健所 生活環境班	0980-82-3243 石垣市字真栄里438	石垣市、竹富町、与那国町

5. 届出後の対応について

届出た土地が、特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当する場合、土地所有者等に対し調査命令を発出します。調査命令を受けた土地所有者等は、「指定調査機関」に土壤汚染状況調査を依頼し、調査結果を報告してください。調査の結果、汚染が確認された場合には、「要措置区域」又は「形質変更時要届出区域」に指定されることとなります。

※指定調査機関とは

環境大臣の指定を受けた土壤汚染状況調査を実施する機関です。土壤汚染対策法(3条、4条、5条)に基づく調査は、指定調査機関に実施させなければなりません。

県内の指定調査機関については、以下を参照してください。

環境省 HP 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関：

<http://www.env.go.jp/water/dojo/kikan/index.html>

沖縄県環境保全課 HP：

<http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/hozen/osendojyosorigyo.html>

※「要措置区域」「形質変更時要届出区域」とは

土壤汚染状況調査の結果、土壤の汚染状態が指定の基準を超過した場合、規制対象区域に指定されます。

地下水が飲用として利用されているか、一般人が立入ることができる状態にあり、人への健康被害が生ずるおそれがある場合には、汚染の除去等の措置が必要となる「要措置区域」に、汚染が確認されているものの健康被害が生ずるおそれがない場合には、土地の形質変更時に市への届出が必要となる「形質変更時要届出区域」に指定されます。

(1) 調査の対象となる土地について

調査命令の対象となる土地は、届出に係る土地の形質の変更が行われる土地のうち、掘削部分であり、特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして以下の基準のいずれかに該当する土地です。

- ① 特定有害物質による汚染が指定基準に適合しないことが明らかである土地
- ② 特定有害物質等が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地
- ③ 特定有害物質が製造、使用、処理された施設に係る工場等の敷地である（であった）土地
- ④ 特定有害物質等を貯蔵、保管する施設に係る工場等の敷地である（であった）土地
- ⑤ その他②から④までと同等程度に土壤の特定有害物質による汚染のおそれのある土地

(2) 調査対象となる特定有害物質の種類について

特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして土地の基準（規則第26条）に該当する場合、その地歴情報に応じた特定有害物質の種類や、調査対象となった理由等を書面により通知しますので、当該通知に基づき指定調査機関に調査を依頼してください。

(3) 自主申請（法第14条）の活用

自主的に調査を行い、その結果、汚染が判明した場合、調査命令の発出前であれば、法第14条の規定により、自主的に区域指定の申請を行うことが可能です。

詳しくは、「土壌汚染対策法の自主申請活用の手引き（平成23年7月・環境省）」を参照するか、環境保全課にてご相談ください。

（環境省ホームページ）

https://www.env.go.jp/water/dojo/gl_app/tebiki.pdf

Q & A

【工事着手の考え方】

- Q 1. いつから工事着手できますか。工期の都合上間に合わない場合、一部着手しても良いですか。
- A 1. 事業者には、土地の形質の変更の 30 日前までの届出が義務付けられており、市に届出を行った後は、調査命令実施要否に関する書類審査を行います。当該審査が終了するまでは、掘削、盛土を問わず、土地の形質変更に着手してはいけません。
- Q 2. 掘削、盛土を行う前に伐採等の整地の作業を行う場合、これらについても工事着手予定として届け出た日以降の着手となりますか。
- A 2. 伐採等の作業については事前に着手してもかまいません。ただし、土壌の掘削を伴う伐根などの作業は、審査終了後に着手してください。

【届出の対象について】

- Q 3. 河川、海、湖等の浚渫行為は届出の対象となりますか。
- A 3. 届出の対象外です。
- Q 4. 浚渫土砂を一時仮置きし、その後掘削する行為は、届出の対象となりますか。
- A 4. 盛土前の地表面より深く掘削する場合は、届出の対象です。
- Q 5. 遊休地の整地は、届出の対象となりますか。
- A 5. 届出の対象です。

【届出の範囲について】

- Q 6. 数年間にまたがる大規模な事業等については、どの範囲で届け出ればよいですか。
- A 6. 基本的には、事業計画全体で届け出てください。通常は届出範囲のうち掘削範囲が調査命令の対象となりますが、掘削・盛土範囲が確定していない場合には、届出範囲全体が調査命令の対象となりますので、ご注意ください。
- Q 7. 掘削した土壌を改変範囲から離れた場所（残土処分場等）等へ搬出する場合、どの範囲までを届け出ますか。
- A 7. 届出者の事業等施工計画の範囲内を届出対象とし、残土等を他者に処理委託する場合や、他者の場所（土取り場）から土砂を調達する場合など、届出者の計画の及ばない範囲は対象となりません。ただし、届出者の計画により残土を一時仮置きする場合は、届出範囲と判断されます。

【届出の添付書類について】

Q 8. 土地区画整理事業の場合、事業計画が認可されていることから、同意書の添付を省略できますか。

A 8. 事業計画が認可されていても、土地所有者全員の同意が得られているとは限りませんので、同意書の添付が必要になります。土地区画整理事業では「仮換地」指定の時点で施工者に掘削権限が付与されますので、仮換地指定の通知の写し及び届出地の地番、土地所有者等の一覧を添付してください。

Q 9. 多数の地権者が関わる事業の場合、「土地の所有者等の当該土地の形質の変更の実施についての同意書」としてどのような書類が必要ですか。

A 9. 土地の形質の変更を行う者（届出者）に土地の掘削権限が存在することを確認できる書類が必要となります。公共事業等で、個別法によって施工者に土地の掘削権限が付与されている場合には、既存の書類を同意書とみなすこともできます。

Q10. (公社) 沖縄県農業振興公社と契約して農地として利用する予定です。土地所有者から同意書を取る必要はありますか。

A10. 届出者と沖縄県農業振興公社の双方で交わした書類であって、土地利用の権限がわかるものの写しを添付してください。

【その他】

Q11. 届出後、赤土流出防止対策との兼ね合いで、掘削範囲が変更になりました。その場合、再度届出が必要ですか。

A11. 掘削範囲が縮小する分には問題ありませんが、掘削範囲が移動もしくは拡大すると、再度地歴の確認が必要となる場合がありますので、環境保全課にご相談ください。また、掘削範囲の変更の可能性を考慮し、掘削範囲を広く設定することも可能です。

Q12. 土地の形質の変更の着手前に調査命令の対象となる地歴があることが判明しました。どのように対応すれば良いですか。

A12. 届出前に環境保全課にご相談ください。

こちらから調査命令を発出する前に、自主的に土壌調査を実施する方法もありますので、工事のスケジュールに合わせてご相談ください。